

香農委 第45号
令和2年3月23日

香美町長 浜上 勇人 様

香美町農業委員会
会長 亀 村 庄 二

農業政策に関する意見書の提出について

平素は、当委員会の運営に格別のご理解とご指導を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、農業委員会を取り巻く現状は、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正され、今までの公選制から選任制への制度改正後、初めての体制での委員会がスタートしました。この法改正に伴い、農地利用の最適化に重点的に取り組むことが義務化されたことから、今までの農地法の許認可等の審議機関にととまらない農地利用の効率化、高度化に向け”行動する農業委員会”としての活動強化が求められることになりました。

また、農地利用の最適化に関する業務で遊休農地の解消、農地の遊休化防止、人・農地プランなど14項目の事務が新規に追加され業務量が大幅に増えるなか、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、この3年間、行動する農業委員会として活動を続けてまいりました。

とりわけ、農地中間管理事業の推進にあたっては、利用権設定の終期を迎える農家を訪問し農地中間管理事業への切り替えを推進、また、人・農地プランの策定にあっては会議のコーディネータ役として意見集約を行いながら、農地中間管理機構への農地集積と担い手への配分計画を積極的に行ってまいりました。

また、農地台帳の適正管理の観点から、既に原野・山林化した農地の非農地判断を行い農地台帳から削除するため現地調査を実施し地目変更の手続きを進めてまいりました。

このような活動を実践してきたなか、各委員が現場で農家との対話から身に感

じた農業政策への思いを別添「農業政策に関する意見書」にまとめました。

つきましては、香美町の農地等最適化推進施策の改善、農業振興施策及び予算編成に際しご配慮いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出します。

農業政策に関する意見書

香美町農業委員会

令和2年3月23日

1. 耕作放棄地対策として農業と畜産の連携を

耕作放棄地対策として、但馬牛の放牧を活用する。糞尿処理の一助となることもあり農村の景観保持に有効である。

そのため、いくつかの地域に共同利用する設備が充実した放牧地を整備し、観光客に日本農業遺産の但馬牛を近くで見ることができるようにする。その誘導策としての補助制度を創設されたい。

2. 田舎でアピール

集落に都市住民を迎える事業を推進する。集落内は高齢化し、農地は荒れ、昔から続いた伝統文化は無くなっている。都市住民との交流には、田植え、草刈り、そして収穫。できれば村の祭りにも参加してもらおう。

休耕田には、栗、柿、梅などの果樹を植えて数年後からは収穫して持って帰ってもらうなど。一年限りのお迎えではなく続いていく交流を行う。

色々な障害もあると思われるが、高齢化が進んでいる山間集落、希望する集落だけでもよいので、町の指導と助成により寂しい村を少しでも活性化させる。老人中心の農村が次の世代へアピールする事業、「山間農地の生きる道、活かす方法」の一つになる。

3. 農業の担い手育成、経営継承にむけて

ア 農作物の6次産業化について

地域農業の活性化のため、農作物の6次産業化を推進する。各農家で6次化して売れるものを作れるほど商売は甘くない。ましてや、手間や在庫を気にして栽培を縮小してしまう懸念がある。

そこで、町内の加工業者、飲食店などに地域農産物を使ってもらい、「地産地消+他商」に繋げ、地域価格を高めた商品を産むことで特産物拡大につなげるよう推進する。

具体的な取り組みとして、

- ・ 加工業者に製品の開発費、販促費の補助を創設されたい。
- ・ 加工業者と農家とのマッチング窓口を創設されたい。

イ 認定農業者の所得向上に向けて

本町において認定農業者（畑作、水稻）になるメリットがほとんど感じられない。

認定農業者（畑作、水稻）は農業の所得向上と地域農業維持のため、規模拡大や新規作物への多角経営に進みたいが、本町は中山間地域が多く作業効率が悪く、大型機械作業よりも人による管理、収穫作業などが増加する。管理作業の増加は所得のマイナスになる。

認定農業者であるメリットを増やし、農業の拡大（生産に集中）に意欲的に活動できるような支援を講じられたい。

4. 農業基盤の整備について

- ① 部分的な圃場整備（マチなおし）に町独自の補助金制度を創設されたい。
- ② 集落営農を推進して、現在の農業者（高齢者、担い手）に基盤をつくり、次の担い手（後継者）を育成されたい。

また、圃場を広くすることで、圃場をデータ化、GPS等使って作業をするなど、スマート農業への展開も考えるべき。

- ③ この先5年以内に、担い手の高齢化と不足で、スマート農業に切り替えていかなければ若い担い手は育成できない。

二反以上でないと「スマート農業」をするには効率が悪く、土畦のところは崩し拡張できるが、コンクリート畦は撤去が困難である。その撤去費用を「圃場整備」の対象にすべき。

- ④ 今後ゲリラ豪雨により、減反政策で棚田に植林された杉に起因する災害の発生が懸念される。

森林環境税等を活用し、谷間の耕作放棄田に広葉樹、果樹等を植栽し、獣害対策や微生物増殖で、川・海の魚類に寄与させる取り組みを講じられたい。

- ⑤ ブランド米の肥料（かにかがら肥料等）へ補助制度を創設されたい。
- ⑥ 圃場整備済み農地であっても谷筋（地下水が走る）ラインの高い畦畔法面が崩壊する箇所が散見される中で、崩壊予防保全対策についての助成制度を創設されたい。

- ⑦ 広域事務組合等で有害獣による畦畔法面崩壊補修工事の保険制度を創設されたい。

5. 有害鳥獣対策について

県の情報では但馬のシカは今や20万頭ともいわれ、人口16万人より多く、香美町でも人口の2倍の4万頭の生息が推測されるなか、イノシシやサルを加えると獣害で農業の継続が困難で、通常の快適な生活ができない。本格的な取り組みを講じられたい。

- ① シカ、イノシシ等、防御の取り組みで電気柵の草刈りや箱檻、のり網の管理は限界状態となっている。交付金の見直しと持続的な有害鳥獣防護柵の設置を推進されたい。
- ② 駆除を目的とした持続的な捕獲体制の構築を講じられたい。
- ③ 管理動物のサルは、A群は県外へ、半数のB群は現在増えて12～13頭になった。全て駆除はできないが、町外、県外への追い払いや自然消滅するぐらいまで頭数を減らすよう取り組みを強化されたい。
- ④ 有害鳥獣対策については、引き続きの対策強化として地域農家への駆除対策の指導と補助金の増額、また、被害防止策と捕獲者の育成と助成を講じられたい。

6. 広域営農組合（将来的には法人化）への誘導策

ア 高齢化と後継者不足

全町において中核的農家は高齢化が進んでおり、例えば奥佐津地域では多くが70歳以上で60歳が数人、また成功例の米地営農組合員の平均年齢は75歳を超えている。

「人・農地プラン」の話し合いのなかで明らかになったことは、定年退職後の新規就農希望者が無くなった社会構造の変化が進みつつあることだった。

後継者は年金支給年齢の引き上げにより、65歳或いは建設関係では70歳となり、退職後の農業従事者の年齢が5年から10年遅くなったことにより、新規に農業機械を買って農業を始めることに躊躇している。その原因は就業年

齡が5年から10年遅くなったため投資が回収できないことにある。

また、現在の農業従事者は農業機械が無かったので子供の頃から家業である農業の手伝いをして、自分の所有農地の耕作を先祖から受け継いだ義務として考え耕作をしてきた世代である。一方、40歳代、50歳代は農業機械の発達により家業の手伝いの必要が無くなったため、家業・義務としての意識が無いので今更機械を買って農業をする気が無いという考えをしている。

ただ、退職後は従業員として年金を貰いながら農業従事をしたいという希望はある。

イ 農業の効率的経営

米作農家の最大の課題は減価償却費などの固定経費の圧縮をどのような方法とするかが、最大の課題である。また、今後国が進めるスマート農業の機械開発により効率化され生産性は向上するが、農業機械がより高価なものとなり、現在のように個人が所有することは難しくなると考えられる。

農業改良普及センターの資料によれば、豊岡営農組織の機械所有状況は別紙の通りで、個々人が減価償却する場合は年間1,700万円（48戸分合計）で、集落営農組織の場合は300万円に減価償却費（修繕費を含）に圧縮されるという試算になっている。

したがって今後の町内営農組合は、旧小学校区単位くらいの広域営農組合を組織し、機械は共同で所有し台数を減らし、しっかりとした事務局体制により、退職者や休日農作業従事者がオペレーターとして農作業を行う体制になるよう誘導しなければならない。

そのため町とJAが一緒になって、補助制度や営農指導体制を考える時期にきており、早急に対策を講じられたい。

米栽培収支の試算
コシヒカリ一般栽培資材費 JA栽培のしおり

品名	施用量	単価	金額(円)
土力の達人	60	5,682	5,682
アズミン	20	3,193	3,193
Mコート288	40	6,954	6,954
有機苦土入化成542	15	1,998	1,998
稲は待ってるぜ	30	3,648	3,648
ケイ酸加里	30	3,831	3,831
みのり有機262	20	2,555	2,555
トリブルキック箱粒剤	1	4,543	4,543
キマリテ	1	3,228	3,228
ヘリ防除		2,000	2,000
燃料費		2,000	2,000
その他		1,000	1,000
硬化苗	15	700	10,500
合計			51,132

試算の前提条件(10aあたり)

コシヒカリ収量 480kg
 販売金額 8,500円/袋 136,000円
 限界収益率 1-費用/収益 0.624 (1aあたり 8,487円の利益)
 減価償却費 100,000
 損益分岐点 100,000円 ÷ 0.624 = 160,249円
 10aだと赤字 136,000円 - 160,249円 = △24,249円

減価償却額(修繕費含む)による耕作必要面積

減価償却費他	損益分岐点		200万円利益の耕作面積	
	金額(円)	耕作面積(a)	左の面積+235.7a	
30万円	480,769	35.35	271.05	2.7ha
50万円	801,282	58.92	294.62	2.9ha
100万円	1,602,564	117.84	353.54	3.5ha
150万円	2,403,846	176.75	412.45	4.1ha
200万円	3,205,128	235.67	471.37	4.7ha
250万円	4,006,410	294.59	530.29	5.3ha
300万円	4,807,692	353.51	589.21	5.9ha

* 修繕費は比例経費とも考えられるが減価償却費の30%程度固定経費として減価償却費に算入した。

稲栽培に必要な農業機械

機械名	金額 円	耐用年数	減価償却費(額)
田植機	3,500,000	5	630,000
播種・芽出し・箱等	1,000,000	5	180,000
トラクター35ps	5,000,000	8	562,500
コンバイン40ps	5,000,000	5	900,000
乾燥機2台	3,000,000	8	337,500
脱穀機	900,000	8	101,250
色彩選別機・タンク	2,500,000	8	281,250
計量器・タンク	1,000,000	8	112,500
倉庫・作業場	4,000,000	31	116,129
合計	25,900,000		3,221,129